

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地)は、平成26年4月1日に8%へ、令和元年10月1日には10%へ引き上げられました。これらの引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、高齢者、障害者、児童の福祉など社会保障施策の経費に活用することとしています。

令和2年度旭市一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 741,000千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 10,933,974千円

※社会保障4経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化に対処するための施策に要する経費です。

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	予算科目			令和2年度 予算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費税交付金(社会保障財源化分)
					国・県支出金	地方債	その他		
社会福祉	3	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	91,588	17,500	4,900	4,889	64,299	7,469
			2.障害者福祉費	1,593,911	1,127,983		13,148	452,780	52,596
	2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	83,820	2,905		6,436	74,479	8,652	
		2.後期高齢者医療費	5,040	0		2,115	2,925	340	
		3.生活支援費	184,892	162,844		10,425	11,623	1,350	
		4.介護保険費	84	59		0	25	3	
	3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	974,238	488,035		53,741	432,462	50,235	
		2.母子父子福祉費	282,187	96,975		0	185,212	21,514	
		3.児童措置費	948,841	799,940		0	148,901	17,297	
		4.児童福祉施設費	7,508	0		0	7,508	872	
		5.障害児福祉費	140,918	91,363		8,132	41,423	4,812	
		6.保育所費	1,260,727	442,586		182,917	635,224	73,789	
	4.生活保護費	2.扶助費	694,996	521,247		15,000	158,749	18,440	
保健衛生	4	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,321,433	210		8,528	2,312,695	268,646
			2.予防費	251,097	8,114		950	242,033	28,115
			3.母子保健費	76,433	9,771		1,712	64,950	7,545
社会保険	3	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	497,998	302,919			195,079	22,661
			2.後期高齢者医療費	731,165	122,477			608,688	70,706
		2.老人福祉費	4.介護保険費	787,098	47,110			739,988	85,958
合計				10,933,974	4,242,038	4,900	307,993	6,379,043	741,000

※人件費、事務費及び基金積立金については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当します。